

Title	巴蜀文化の一柱の豊碑 宋代文化の一棟の宝庫 : 『宋会要輯稿』再考
Author(s)	尹, 波
Citation	中国研究集刊. 2017, 63, p. 17-33
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/70143
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

〔特集〕

巴蜀文化の一柱の豊碑 宋代文化の一棟の宝庫

——『宋会要輯稿』再考——（注一）

尹 波

（白井 順 訳）

小序

古代の書籍は、刊刻、翻刻、抄録などの過程で錯簡、訛誤、衍文、脱漏が生じるのを避けがたい。宋代に印刷術が生まれたのに伴い、大量に書籍が印刷された結果、書籍は一般人の家にまで入ってきた。漢代の劉向の本校法、対校法の後、校勘もまた書籍の発展につれて興隆してゆき、「校書は落葉を掃くが如し」という歎きが生まれるほどであった。一般的に言って、刊刻される書籍の錯誤は比較的少なく、抄本には問題が比較的多い。しかしある種の書籍は、ただ抄本があることよってのみ世

のなかに伝えられる。「それ以外には無いものだから、研究者はただ忍耐して弁別使用するほかはなく、そのため錯訛によって誤導されることもしばしば生じた」（注二）。『宋会要輯稿』はその典型的な例である。

宋代十四朝の間に十二部の『会要』が編纂されて伝えられてきたが、ただ、嘉泰末、開禧初に四川崇慶の人・張從祖が編んだ『総類国朝会要』、および端平年間に四川井研の人・李心伝が編んだ『統総類国朝会要』がともに蜀で刻せられて伝存していただだけである。これがすなわち明初に、韻に従って分抄された『永樂大典』所収の『宋会要』の底本である。清の嘉慶年間になって、『全唐文』を編纂した機会を利用して徐松が『永樂大典』から

抄出し整理した。また、光緒年間、張之洞が繆荃孫や屠寄等の招請を受けて部分的に校勘し、広雅書局の稿本を作った。民国年間には、劉承幹がまた劉富曾らに刪改を依頼し、あわせて『玉海』『通考』『宋史』などを使って一部の内容を補充し、かつ徐松の抄本の一部を削除して嘉業堂清抄本を作成した。前世紀の三十年代、北平図書館が劉富曾等によって削除された徐松の原稿を使い、傅增湘、陳垣等らに依頼して整理し、『宋会要輯稿』と名付けた。これは練装二百冊である。五十年代に、中華書局がこれを合併縮印して八冊としたが、これが今日の通行本である。

「現存する宋代に関わる歴史資料から見れば、『宋会要』は疑いもなく、もつとも古く、もつとも全体的で、最も豊富かつ詳実な一部」（陳智超の語）なので、徐松の抄本『宋会要輯稿』は宋代三大史書の一つとして（残り二種は『統資治通鑑長編』と『宋史』）、宋代の百科全書と称される。しかしながら、歴代伝抄され、輾轉流伝のなかで、多くの人の手が加えられ、自分一個の見解で断じられたので、すでに本来の面目は失われている。前世紀の八十年代、陳智超先生が国家図書館所蔵の劉富曾によって「複文」（重複）として刪去された徐松の原稿の一部に拠って整理し、『宋会要輯稿補編』（以下『補

編』と略称、全国図書館文献縮微複製中心から出版された）を編纂された。およそ古籍校勘中に生じる錯簡、訛誤、衍文、脱漏といった各種のタイプは^{注3}『宋会要輯稿』には全て具わっている。筆者はそこから帰納して文章を再構成し、また本校、他校、理校の各種方式を運用して、原書の体例に従って修正を加えた。その中の訛誤は刻本や抄本にはみなあることなので、あらかじめ專例は作らなかつた。この文献校勘の道筋の探究を通して、今日の文献校勘のためにいささかの参考になればと願っている。

一、他書の言句の誤收

そもそも他書の言句が該書に竄入されると、必ず後人の研究や使用に影響が出るものである。たとえば『宋会要輯稿』樂六の六に、方丘樂歌十一首四百四十余字が収められている。その中に以下のような一節がある。

迎神『鎮寧之曲』、林鐘宮再奏、太簇角再奏、姑洗徵再奏、南宮羽再奏、詞同…至哉坤儀、万彙資生。称物平施、流謙交盈。礼修泰折、祭極精诚。皇皇盥睭、永奠寰瀛。

按ずるに、これは『金史』卷三九「樂志」上の文であ

り、〔明〕王圻の『続文獻通考』卷一五六に収録され、〔清〕郭元鈺『全金詩』卷首下にも九首が収録されている（詞欠二首未收）。これは『永樂大典』が誤收し、徐松がその誤りを継承したと見なすべきである^{注4)}。

二、脱漏

脱漏には多様なタイプがあり、脱漏の補正方法は『宋会要輯稿』でいうと以下のようになる。一、原書の空格の欠文に原書の他の箇所から移して補填。二、原書の脱漏を他書によって補填。三、原書の脱漏を他書が引く原書の底本で補填。四、原書の脱漏を他書が引く原書の底本で補填。五、原書の脱漏を原書の他の箇所によって補填。六、原書の脱漏は原書の他の箇所では証明できない。七、原書が脱漏して他の箇所に入っている場合、原書や他書で補填したり削除したりできる。八、原書の脱漏は原書と後人の『補編』で補填しうる。九、原書の脱漏は後人の『補編』で補填しうる、等々である。また、抄録時に字句は同じだけれど、錯行や錯頁もある。以下、典型的な例を挙げて説明しよう。誤謬は（ ）、補正、訂正はすべて「 」、移動は【 】の符号で示す。文中に赤字があれば、小字で「下缺」という注で明示す

る。注釈的な説明以外は、一般的にただ訂正後の文字中で校勘する。

一、原書の空格の欠文に原書の他の箇所から移して補填
① 樂八の八、首行に無頭無尾の「腆、朱燎焜糶薪。積歛欣、皇曆万斯春」の十四字があり、その意味不明。

② 樂八の一九、嘉祐七年の明堂導引「十二時」文末に「皓氣下天津。弊誠玉」とあって、その下に十四字の空欠があるが、ここには明らかに欠文がある。

按ずるに、欠文はまさしく無頭無尾の十四字である。それで、①の文を以下のように②の句末に移入すると、これで完璧になる。

清風動閭闔、皓氣下天津。（弊）〔幣〕誠玉〔腆、朱燎焜糶薪。積歛欣、皇曆万斯春。〕^{注5)}

二、原書の脱漏を他書によって補填

（一）礼二〇の七、「大觀三年三月二十三日尚書省言」のあとに、さらにこうある。

大觀三年三月二十三日、詔神祠封王・侯・真人・真君、婦人封妃・夫人者並給告・賜額・降勅。欲乞自今後每遇神祠封王〔王〕・侯・真人・真君、婦人之神封妃・夫人者、並乞命詞給告。其道釈封大師、塔

額、神祠賜廟額及封將軍、並乞依旧降勅。從之。

按ずるに、文首に「詔」とあり、文中にもまた、臣僚が「欲乞自」と云い、末尾にも「從之」とある。ここには明らかに誤謬がある。さらに『公要』の体例に従えば、もし時間が同じなら、すべて同じ日の起首を用いて重複を避ける。いま『文献通考』卷九〇を見てみるとまさしくこの記録があり、それは紹興十一年に陳桷が追述した大觀三年三月二十三日の詔中の言葉なので、それを補うと文意が以下のように連続する（まさしく脱文があったので『永樂大典』は「大觀三年」に則つてこの条をここに挿入し、前後年代の混乱を招いた）。

〔高宗紹興十一年、太常卿陳桷等言：「自来神祠加賜廟額及封王・公・侯爵等、給降勅告自有定式。昨自渡江後來、神祠加封合給告者止命詞給勅、竊恐未稱褒崇之意。」大觀三年三月二十三日、詔神祠封王・侯・真人・真君、婦人封妃・夫人者並給告・賜額・降勅。欲乞自今後每遇神祠封王・（公）・侯・真人・真君、婦人之神封妃・夫人者、並乞命詞給告。其道穢封大師、塔額、神祠賜廟額及封將軍、並乞依旧降勅。〕從之^{（注6）}。

（二）礼二五の五二第五行に、大中祥符九年五月一

日の御劄があり、そこにこうある。

拳冠絶未行之事、報高明洪覆之恩。謹以来年正月十一日有事於南郊、行恭謝之礼。

按ずるに、この劄は意味が通じるように見えるものの、実際には脱落がある。『宋大詔令集』卷一一八に拠れば、大中祥符九年五月甲辰の「来年正月一日上玉皇聖号有事南郊恭謝之礼詔」があり、「五月甲辰」はちょうど五月一日に当たる。そこには「謹以来年」のあとに六十余字があり、『輯稿』は「正月」の二文字が同じところから脱したのであろう。いま補填すれば以下のようになる。

拳冠絶未行之事、報高明洪覆之恩。謹以来年〔正月一日詣玉清昭応宮、与天下臣庶恭上玉皇大帝聖号宝册。重念獲契隆平、荐臻豊稔、慶歛樂之普治、膺眷祐以殊深。爰稽禮祀之儀、仰答顧懷之貺。又謹以〕正月十一日有事於南郊、行恭謝之礼。云々^{（注7）}。

三、原書の脱漏を他書によって二條に並列して補填

（一）礼五三の一、第二七行、真宗大中祥符五年十二月二十四日、德妃劉氏を冊して皇后と為す制に以下のように云う。

德妃劉氏毓萃高門、鐘英甲族……事遵彤管、兆協玉

衣。邦教聿隆、嬪則攸著。允頼盈成之業、敢忘勸翼之勤。……贈中書令郭崇韜孫女(注)……可立為皇后。

按ずるに、これは本来、真宗が劉皇后を冊する制であるが、文中に「仁宗立郭皇后」の語があるので誤ったに違いない。『宋大詔令集』卷一八に拠れば、まさしくそこに、大中祥符五年十二月丁亥、「立德妃劉氏為皇后制」なる一文があり(注)、この一篇を隔てて、さらに仁宗天聖二年十一月乙丑の「立郭皇后制」という一文があるので、この二つの制を『輯稿』は誤って一つにしたのである。条を分けて補填すれば以下になる。

事遵彤管、兆協玉衣。邦教聿隆、嬪則攸著。〔長秋虛位、宰輔上言、援拠古今、契予褒挾。於戲！』詩有『思齊』之詠、『易』垂厚載之文、福祉攸滋、邦家所頼。肅膺典冊、其懋戒哉！可立為皇后、摺日備礼冊命。〕

〔仁宗天聖二年十一月二十一日、制曰(注)……古之有国家者、体乾坤之象、明教化之源、必正人倫、以齊天下。姜・任之佐周道、陰・馬之隆漢風、皆有茂規、垂于方冊。朕猥以涼德、紹膺丕祚。〕允頼盈成之業、敢忘勸翼之勤。』(注)

(二) 食貨三〇の二三に、以下の記載がある。
二十一日、詔、『同提拏茶場陸師閔、昨付以推広禁

地。其戸部議法不当、長貳、郎官、戸部及都省吏以差罰銅。

按ずるに、「昨付以推広禁地。其戸部議法不当、長貳、郎官、戸部及都省吏以差罰銅」は、明らかに連続しておらず、意味の不明を招いていて、引用符号を附すことができない。『長編』卷三四〇、三四一を調べると、これは本来二條であつて、「推広禁地」は後半部分が脱落し、「其戸部議法不当」は前半部分が脱落していることが判明する。第一條は『長編』によって補足できる。第二條は『長編』の記載に従えば、大意は以下である。「元豊六年十一月二十四日乙丑、陸師閔上言称、比者賈種民重立茶場法、其法『深害茶法、不可施行。詔茶場司並用旧條。其戸部議法不当、尚書李承之』等各罰銅若干斤、戸部及都省吏各罰銅有差。」「長編』の記載は、明らかに『輯稿』のこの残欠文と同じことを述べている。そこで、『長編』卷三四〇に拠つて第一條を補足し、第二條は『長編』卷三四一の記述が『会要』の文を使っているので依拠して補足できない。いまはただその月日を掲げておけば以下になる。

二十一日、詔……同提拏茶場陸師閔、昨付以推広禁地、〔施行蜀茶。今挾面陳、稍見次序、可召問大概及所請職事、速議施行。〕

〔十一月二十四日〕（下缺）其戸部議法不当、長貳・郎官・戸部及都省吏以差罰銅^{〔注12〕}。

四、原書の脱漏を他書が引く原書の底本で補填

職官一八の五四、第二三行、紹興二十九年十一月の条に以下の記載がある。

二十六日、詔進呈『祐陵迎奉録』、依太常寺、閤門擬定儀注。前二日奏告景靈宮神御前、並於侍從内差官一。其日、迎奉『永祐陵迎奉録』腰昇于国前用文武百官並服常服吉帶、俟天章閣于閣下排辦香火畢、提拳承受官往来照管。

按ずるに、『輯稿』は「腰昇于国」のあとに一格を空け、そのあと、「前用文武百官並服常服吉帶」に続いてゐるのは、原抄者がその脱漏があるのを知っていて、空格によつてそのことに注意を喚起したことを示している。いま『南宋館閣録』巻四に拠れば、まさしくこの段落は「史院安設」から「其日安奉時」に至る合計四百余字の脱漏が認められる。また、注に「見『中興会要』並国史院聖旨簿」とあつて、この文と出処が同じなので、それに依拠して補うことができる。

二十六日、詔進呈『永祐陵迎奉録』^{〔注13〕}、依太常寺・閤門擬定儀注。前二日奏告景靈宮神御前、並於侍從

内差官一員^{〔注14〕}。其日、迎奉『永祐陵迎奉録』腰昇於国〔史院安設。俟援衛並輦官排立定、本院排辦香火畢、質明、禦史台・閤門・太常寺分引国史院官、並常服黑帶、詣香案前立定。……其後從官至合下馬処、免歩從安奉。其日安奉時〕前用文武百官並服常服吉帶、俟天章閣于閣下排辦香火畢、提拳承受官往来照管。云々^{〔注15〕}

五、原書の脱漏を原書の他の箇所によつて補填

礼三七の二六、嘉定十七年閏八月三日の条に以下の記載がある。

同日、礼部・太常寺言、検会国朝山陵故事。二十九日、按行使副楊燁、鄭俛言。

按ずるに、極めて明白なことであるが、「検会国朝山陵故事」はその次の「二十九日」と意味が続かない。脱落があるはずである。まさしく、『輯稿』礼三〇の八〇に「閏八月三日」から「十月二十一日」に至る詳細な記述があり、「二十九日」は別の一條になつてゐるので、それに依拠してこの条に補入すれば以下のようになる。

同日、礼部・太常寺言：「検会国朝山陵故事、〔群臣叙班殿庭、輔臣宣制發哀畢、移班謁見帝於殿之東楹称賀、復奉慰尺哀而退。今欲依上件典故施行。〕從

之^{〔注16〕}。

〔十月〕二十九日。

六、原書の脱漏を原書の他の箇所で見証

礼三七の六七「欽聖憲肅皇后陵」に以下がある。

二十二日^{〔注17〕}、詔何執中入国日、令徐績兼権兵部侍郎、充山園陵鹵簿使。三月十八日、太史局言…園陵斥土宜用二月十九日。

按ずるに、「三月十八日」に「二月十九日」に行なわれるであろうことを述べるのは明らかに誤りである。『輯稿』礼三三の三六から四二に、「三月十八日」以下の諸條は欽慈皇后陵の事を述べる。思うに原書はこの下に「欽聖憲肅皇后陵」の後半と「欽慈皇后陵」の前半を脱去したのである。『永樂大典』がすでに誤って二つを合わせて一つとしている。いま「欽慈皇后陵」の一題を添入して区分を示す。その欠文はもはや復元できないとはいえず、ただその内容は『輯稿』礼三三「欽聖憲肅皇后陵」、「欽慈皇后陵」に具わっているから、これは欠であつて欠ではないと云いうる。

欽慈皇后陵

建中靖国元年正月十八日^{〔注18〕}、太史局言…園陵斥土宜用二月十九日、発引用四月十七日、大葬用五月

六日。〕從之^{〔注19〕}。

七、原書が脱漏して他の箇所に混入されている場合、原書や他書で補填や削除ができる

儀制七の二三第一〇行に以下がある。

皇祐元年…六月二十四日、御史陳升之言…「近有臣僚繳奏交親簡尺、朝廷推究、事近深文；或不繳奏、又近請囑、因事顯露、悉皆科罪、遂令聖世成告訐之俗。師・三公・僕射・尚書丞郎・大夫・中丞・知雜御史並避、權知・判官不避、遇兩省給舍以上斂馬。」

按ずるに、陳升之の言には頭があつて尾がない。「成告訐之俗。師、三公」も明らかに意味が通らないし、引用符号も附けられない。『長編』卷一六六に拠れば、この上奏は陳旭〔即ち陳升之―筆者注〕と李兌たちが一緒に上奏し、また「成告訐之俗」のあとに『輯稿』の脱文があり、まさにこれに拠つて補填して完璧となりうる。また、「〔三〕師、三公」以下「八月六日」の條に至る五百餘字は、実際には本書儀制五の九の「羣官儀制」の文であり、大中祥符間の太常博士以下朝官の儀制は、本門の「章奏」とは符合しない。おそらく『会要』の原文はここに一頁脱去して、他処の文字を竄入させているのである。正しくは以下のようになる。

六月二十四日、禦史陳升之等言^{〔注20〕}…「近有臣僚繳奏交親簡尺、朝廷推究、事近深文；或不繳奏、又近請囑、因事顯露、悉皆科罪、遂令聖世成告訐之俗。〔自今非情涉不順、毋得繳簡尺以聞。其於官司請求非法、自論如律。〕從之^{〔注21〕}。」

八、原書の脱漏は原書と後人の『補編』で補填しうる

(一) 儀制一〇の一、第七行に以下がある。
真宗咸平元年十二月、詔敕一聽逐司存留。

按ずるに、これは完全な句ではない。しかし、『輯稿』職官一一の五八、『補編』一六〇頁にその全文があるので、それで補填できる。

真宗咸平元年十二月、詔…〔京百司今後如額内欠人処、吏部每歲一次、於十月内曉示諸司、于見祇応私人入仕三年以上、依次牒送比試補填、敘理資考。若抽在別処祇応、与計劳考者、不更充在司額。留司祇応者、亦於見定額内抽那、不得別補。所有婦司不婦司諸色事故、並准『長(安)〔定〕格』。諸司内或從來有添展欠額詔〕敕、一聽逐司存留^{〔注22〕}。〕

(二) 上引のすぐあと、すなわち儀制一〇の一、第八行に以下がある。

使、衙前職員、請用中綾紙、中錦標、牙軸、青帶。

從之。

この十九字も残欠文であるが、『輯稿』職官一一の六三、『補編』五四七頁の分條によつて補足しうる。

〔景德二年九月、官誥院言…奉詔復位諸蕃告身紙。其蕃官軍主・副軍主・首領・化外刺史・子承父任知州授銀青・階者、請用大綾紙・法錦標・大牙軸・色帶。化外幕職州県官・上佐・指揮使至副兵馬〕使・衙前職員、請用中綾紙・中錦標・牙軸・青帶。〕從之^{〔注23〕}。

九、原書の脱漏は後人の『補編』で補填しうる

食貨五の一二に、哲宗元祐元年八月五日の御史中丞劉摯の言を記載し、五の一三、第一五行にこう云う。

未聞復用青苗放債取利、与民争錐刀之末、以富国强兵者也。皇帝陛下富於春秋、未嘗接見多士。

按ずるに、この箇所は誤謬がないように見えるが、実は脱誤がある。天頭に批して云う、『原校』「者也」下「皇帝」上、脱「芸祖太宗」至「以為」一百十字。』そして、『補編』二〇六頁から二〇七頁に、まさしくこの段の脱文があるので、それによつて補填できる^{〔注24〕}。

三、錯簡

錯簡には偶然のものとは人為的なものとの二種がある。大部分は前者による錯簡であるが、正しい場所が分からず、しばらく一処に置かれたというケースもある。人為的錯簡は、文意や時間などを切り離して別の場所に置いたものである。『輯稿』から見ると、以下のように八つのタイプに分けることができる。一、原書の錯簡を他書によって修正できるもの。二、原書の他の箇所によって修正できるもの。三、他書によって証明できるもの。四、文意や史実に拠って修正できるもの。五、残欠句の修正。六、互いの修正。七、原書の版式や頁数、および後人の『補編』に拠る修正。八、原書が内容と門類とが符合しないので錯簡になったものは、関連する関門（門類）に移入する。以下、例を挙げて説明する。

一、原書の錯簡を他書によって修正できるもの

①輿服四の一八、終わりから七行目、真宗咸平五年
二月の条に云う。

礼院言…検討如後。伏縁旒冕之制度・繡画之等差、
歷代以来、屢有沿革……今觀冕板上下之色皆用玄

青、亦無遽延、一失也。

②輿服四の二四に云う。

高宗紹興十六年四月四日、上謂輔臣曰…比降下祭服、更令礼官考古、便可依式製造、庶將來奉祀不欠。今檢詳郊祀録、皇帝祀天地神祇、則服大裘冕。

按ずるに、①の句末に「一失也」とある以上、その次になお二失、三失があるべきはずである。ところがそれが見当たらないから、欠文があるに違いない。②には「上謂」や「奉祀不欠」とあるのに、後文でさらにまた「今檢詳郊祀録、皇帝祀天地神祇」とある。これは明らかに「上謂」の語ではないので、引用符号を附しようがない。『太常因革礼』卷二四に、まさしく六失の論が見え、そのうえ、「失也」のたび毎にすべて「今檢詳」「又檢詳」という語によって議論が始められている。また、輿服五の一にもこの奏節文が見えるから、②の「今檢詳郊祀録」以下の二千四百余字は、以下のように①の「一失也」の後に続けてこそ、完全となる。

今觀冕板上下之色皆用玄青、亦無遽延、一失也。

【今檢詳『郊祀録』、皇帝祀天地神祇、則服大裘冕。
……今觀旒玉純用一色、其數不与昔同、是二失也。

今檢詳……詔付有司、依坦並礼院検討名件制度改正、務合先王礼意。【注5】

二、原書の他の箇所によって修正できるもの

輿服一の二一に云う。

①高宗紹興十二年七月十八日、太常寺言……先是、臣僚言…「国朝考定制度、郊处三百一十八人。」事下太常寺、至是詳定上焉。

②〔十三年〕二月十八日、兵部侍郎程瑀等言……詔依、合用文繡、並以纈充代。廟大札、具陳鹵簿、則有三駕諸仗之盛。

按ずるに、極めてはつきりしていることに、①の「郊处」は意味が通じないし、②の「以纈充代。廟大札」もまた同様である。ところが輿服一の二〇に、まさにこの條の二百五十余字の複文が存在するので、それに依拠して②の「廟大札」以下を①の「郊」の後に移入してはじめて完全となる。

先是、臣僚言…「国朝考定制度、郊【廟大札、具陳鹵簿、則有三駕諸仗之盛…并有御輦院、左右金吾仗等】处三百一十八人。」事下太常寺、至是詳定上焉。〔注五〕

三、他書によって証明できるもの

礼五二の一、下から四行目にこうある。

①宣和四年四月十八日、五年三月十三日・十九日、

凡五臨幸。

②四年三月二日、幸秘書省、御道山堂幄次。俟班齊、御右文殿、群臣起居畢、移幸秘閣、宣群臣觀書及古器。

按ずるに、①の「四月十八日」の條はその前に脱文があるはずで、それゆえにどこに臨幸されたか分からない。また、①と②の月次が顛倒している。『宋史』卷二二「徽宗紀」四に、宣和四年「夏四月丙午、詔置補完校正文籍局、録三館書、置宣和殿及太清樓、秘閣。」と云う四月丙午はまさにこの條の四月十八日に当たるから、当日徽宗は秘書省に臨幸してこの詔を下したのである。故に①の「四年」以下は②の後に続けるべきである。〔注五〕

四、文意や史実に拠って修正できるもの

①崇儒三の一四、下から二行目に以下がある。
三年閏四月九日敕…「建学之初、務欲広得儒医。」竊見諸州有在学内、外舍生…詔並依貢法、其前降指揮更不施行。

②崇儒三の一五、下から六行目に以下がある。
十月十七日、礼部奏…「檢会政和三年七月四日勅、知洪州充江南西路兵馬鈐轄吳居厚奏、檢会。」

按ずるに、①の文中、既に「敕」とあるのに、また

「詔」と述べられていて矛盾している。そのうえ、文中に「竊見」云云とあるから、これは明らかに臣下の上奏であり、そこに三年閏四月敕が引かれ、そのあとにその請うところが陳述されているから、この段落の文章の前に必ず欠文があるはずである。②では「検会」で終わっているから、その下に欠文があるのは明らかである。この二條は、一つはその尾を脱し、一つはその頭を脱しているのであるが、実際には二條は本来一條であり、それを合わせれば文意が連続するだけでなく、文章としても完全なものになる。思うに『大典』が依拠した『宋会要』の原書は、「三年閏四月」がちょうど一行の冒頭に位置していたのに『大典』の編者はそれに気づかず、別の一條と見なしたので、切り離して時系列に従って前に移したのである。いま①の文章の全てを②の「検会」の後に移動させると、ほぼ完備するはずである。

十月十七日、礼部奏…「檢会政和三年七月四日勅、知洪州充江南西路兵馬鈐轄吳居厚奏、檢会【三年閏四月九日勅^{注28}…『建学之初、務欲広得儒医。』竊見諸州有在学内・外舍生、素通医術。令諸州教授・知・通保明、申提举学〔事〕司、具姓名聞奏、下本処、尽依貢士法〔律〕〔津〕遣赴本学、就私試三場。如中選、元外舍生即補内舍、内舍理為中等校定。其

学生執公掬入学日、即関公厨破本等食。】詔並依貢法、其前降指揮更不施行。」^{注29}

五、残欠句の修正

①職官一の一にこうある。

六年十一月十三日、太尉・河東節度使・開府儀同三司・太原尹・判河南府・潞国公文彦博守太師・充河東永興軍節度致仕。于是彦博免守太師及兩鎮節度。

②職官六の六四にこう云う。

河東永興軍節度致仕。『事略』云…元豐三年、除太尉・判河南文彦博至河南。云云。于是彦博免守太師及兩鎮節度。

按ずるに、『輯稿』②の大字は切り離され、さらに注の文とともに独立して一頁となっていたのを、整理者が眉批して「割注」と云い、また、「この條は元來卷第五十九頁の内（『輯稿』職官六の五九を指す）に挿まれていた」と云う眉批もある。その前後になお正文大字があることからして、まさしくこれは①の末句であって、ここから、この注は『大典』の別の一卷の同條の割注であったのを、整理者によって切り離され、本條に補入しようとしたことが分かる（広雅書局稿本がすでにそうしている）。その原稿は本来、本頁に附せられるべきで

あったのに、どういふわけで職官六の五九に挿入されたのか分からない。北平図書館が影印した時にまた職官六の六四に移した。いま錯簡として以下のようにこの位置に移す。注中で云う『事略』は『東都事略』を指している。

六年十一月十三日、太尉・河東節度使・開府儀同三司・太原尹・判河南府・潞国公文彦博守太師・充河東永興軍節度致仕。【『事略』云…元豐三年、除太尉・判河南文彦博至河南、未交印、先就第廟坐、以見監司；既交府事、見監司、府官如常式。或以問彦博、彦博曰：「吾未視府事、三公見庶僚也；即交印、河南尹見監司矣。」六年、請老、拜太師致仕。】于是彦博乞免守太師及兩鎮節度^{注30}。

六、互いの修正

①職官六七の三四以下がある。

三月二十五日、宝文閣直学士・知徐州胡宗回落職知蕪州。坐王瞻在熙河貪功生事、欲收西蕃、而宗回乃趣其入坵青唐。甫踰月、蕃部背叛、殺戮兵民甚衆。累詔令瞻歸湟州、宗回意尚依違、逮以捕獲避役軍人、不稟統制折可適、擅決配故也。

②職官六七之三六以下がある。

崇寧元年四月十七日、引進使・威州刺史・涇原路都鈐轄・知鎮戎軍・涇原路同統制官姚古追引進使、落涇原路都鈐轄。朝廷命姚雄節制、瞻方還歸。其後溪巴溫每送到蕃奏、宗回匿不以聞。自去年九月以來、湟州蕃部多囉巴等屢擁衆出沒為患、而宗回不即上聞。至是樞密院條數其罪、故有是責。

按ずるに、①の中で「知徐州胡宗回落職知蕪州。坐王瞻在熙河貪功生事」と述べられ、続けて「宗回意尚依違、逮以捕獲避役軍人」とあるが、これは同じ一つの事柄ではない。また、②において前に姚古の「落涇原路都鈐轄」の事を述べるが、それに続けて「朝廷命姚雄節制、瞻方還歸。其後溪巴溫每送到蕃奏、宗回匿不以聞」云云と述べるのと意味が繋がらない。いま文意と『長編』卷五一六以後の諸卷に述べる史事に依拠すれば、①②は互いに錯簡になっているのが判明する。以下のように互いに移動させると、正しい文になる。

三月二十五日、宝文閣直学士・知徐州胡宗回落職知蕪州。坐王瞻在熙河貪功生事、欲收西蕃、而宗回乃趣其入坵青唐。甫踰月、蕃部背叛、殺戮兵民甚衆。累詔令瞻歸湟州、宗回意尚依違、逮【朝廷命姚雄節制、瞻方還歸。其後溪巴溫每送到蕃奏、宗回匿不以聞。自去年九月以來、湟州蕃部多囉巴等屢擁衆出沒

為患、而宗回不即上聞。至是樞密院條數其罪、故有是責。」〔注31〕

崇寧元年四月十七日、引進使・威州刺史・涇原路都鈐轄・知鎮戎軍・涇原路同統制官姚古追引進使、落涇原路都鈐轄。【以捕獲避役軍人、不稟統制折可適、擅決配故也。】〔注32〕

七、原書の版式や頁數、および後人の『補編』に拠る修正

①食貨二七の二六に、乾道六年二月十五日の臣僚の言が記載され、同二七の二七の末行に「統詔広西運判高繹・提拳章潭條具合行事件取旨」という記述が見える。

②食貨二七の三〇に「七年六月二十六日、左右司言…「二広塩自靖康之後、始行官般官売、至紹興年復行客鈔…乾道六年四月四日、始詔罷折米、將塩撥還本司、依旧官売、和糴米令用塩息錢措置收糴。蓋欲寬裕民力、而或以謂官般官売、公私被害」とある。

按ずるに、『輯稿』中に記されている頁數から見ると、①は「十九」と表示され、②は「民力、而或以謂官般官売、公私被害」以下は「二十」頁と表示され、さらに版式を見ると、①は第一七行第一〇字で終わり、②は第一七行第一一字から始まっている。これはまさしく『輯

稿』の毎頁二二行、毎行二一字と符合する。故に徐松の原稿では、②以下は元来上文とびつたりくついでいて、その間に空格がない。蓋し①では高繹、章潭に詔して「條具合行事件取旨」させ、その後、高、章は「遵旨條具申報」して、左右司に命じて看詳せしめた。②はその左右司が看詳後に奏上したもので、故に『会要』はこの上奏を上文と合わせて一條としたのである。のちに整理者が『会要』の意味が分ならず、この文に「七年六月」とあるのを見て別の一條と考えたのである。食貨二七の二八の後文にもまた「七年正月」云々とあり、これも時間的順序が錯乱していると思ひ、時系列に沿って（機械的に）後文の七年正月から四月に至る合計四條を元の所から離してここに移した。そのあと、この文に「七年六月二十六日」以下の各條を続けた。表面的には年月の順序が整然としているが、実際には年代の錯誤を犯してしまい、乾道六年二月十七日から十一月十八日に至る計八條が乾道七年の事になってしまった。これは原稿本が錯簡していないのに、のちの整理者が錯簡と誤認して、誤って動かした結果、本当の錯簡を生み出してしまったのである。だが幸いなことに、徐松の原稿の頁表記は判明しており、また『補編』の七九六頁から七九九頁に至る複文は動かされていなかった。いまそれに依拠

して、②の食貨二七の三〇から三七に至る約三千字を正しく移動させ、徐の原稿の順序を復元すると以下のようになる。

乾道六年二月十五日……統詔廣西運判高緯・提拳章潭條具合行事件取旨。【七年六月二十六日、左右司言…「二広塩自靖康之後、始行官般官壳、至紹興年復行客鈔。因廣西漕計不足、將本路苗米折納價錢、每石不下兩貫文足、却有苗米外科和糶米、每石支價錢五百至六百足。乾道四年六月四日〔注33〕、始詔罷折米、將塩撥還本司、依旧官壳、和糶米令用塩息錢措置收糶。蓋欲寬裕民力、而或以謂官般官壳、公私被害。乾道六年二月十五日、遂令廣東西通行鈔法、復下廣西運判高緯同提拳章潭條具合行事件。〔令〕〔今〕將兩司所申看詳下項……」〔注34〕

十七日〔注35〕、戸部侍郎、提領權貨務都茶場葉衡言……〔注36〕

十八日、戸部言…「浙東提拳蘇嶠等申〔注37〕…温州旱傷、乾道五年分住壳茶塩、權免比較賞罰。本部今指定、欲將温州乾道六年住壳茶塩、以乾道四年分住壳過數目為遞年數、遵依見行條法比較賞罰。」〔注38〕

八、原書の内容と門類とが符合しないで錯簡したものは関連する門類に移入する

職官四の五一に云う、

嘉定十三年九月二十一日〔注39〕、中書門下省勘会…「慶元府近因遺漏、已行下將被火人家於本府但干有管官錢内多方措置賑卹、并科降度牒官錢、修葺兩獄官舍等処外、所有被火之家合納嘉定十三年分夏秋苗稅更合寬卹。……仍令本州更切賑恤被火之家、從限起蓋房宇、使居民早得安業〔注40〕。

按ずるに、この三條は火災と関わりのある文であつて、この職官類の「勅令所」門に置くのは妥当ではない。瑞異類二「火災」門四五の末尾、「嘉定四年二月二十一日、浙東提刑司狀」の後に移すべきである〔注41〕。

四、衍文

衍文とは、原書に幾つかの文字が余計に加えられて意味が通じないことであるが、文意によつて是正した。たとえば以下のものである。刑法一の二四にこう云う。

八月三日、詔…「近降指揮、刑部檢詳元豊頒降勅令格式、條具開奏。可。」十三日、委本部依元降指揮疾速條具〔注42〕。

按ずるに、この「詔」は、文中に云う「可」と矛盾する。「委本部依元降指揮疾速條具」は、明らかに詔書中の語であるから、ここの「十三日」の三字は行文であり、この三字は上の條に尾なからしめ、下の條に頭なからしめている。文意を詳らかに検討すると、この二條は実際には一事であり、この三字を除去すると、上の條に繋げて「可委本部」云々と読むことで、文意がスムーズになる。

八月三日、詔…「近降指揮、刑部檢詳元豐頒降勅令格式、條具（開）〔聞〕奏。可委本部依元降指揮疾速條具。其令存留□用、応于敕令統降等條件、仍仰刑部、大理寺編類成書、申尚書看詳、取旨頒降。所有今年七月一日刑部申明先次遵守指揮更不施行。」

注

- (1) 国家社科基金重大項目《巴蜀全書》(10020006)、四川省重大文化工程《巴蜀全書》(川宣三二〇二一・一一〇号) 階段性成果。

- (2) 王瑞采『光明日報』、二〇一五年三月三日。

- (3) 劉琳はかつて陳垣『元典章校補』をもとに、沈刻本の訛誤の数量と比率の統計を行なったが、その訛と脱の数は訛誤全

体の七十六パーセントを占めている。劉琳『古籍整理学』第
四三頁（四川大学出版社、二〇〇三年）を参照。

- (4) 校点本『宋会要輯稿』一冊目、四三二頁参照。
(5) 校点本『宋会要輯稿』一冊目、四八五頁参照。
(6) 校点本『宋会要輯稿』二冊目、九九一頁参照。
(7) 校点本『宋会要輯稿』三冊目、二二二頁参照。
(8) 韜・原脱、『宋大詔令集』卷一八に拠って補う。
(9) 大中祥符五年十二月甲子朔、丁亥正是二十四日。
(10) この句は原来なし。『輯稿』の前後の文例および『宋史』卷九『仁宗紀』に拠って補う。二二日、『宋史』卷九『仁宗紀』「乙巳」に作るのが正しい。また『輯稿』の体例に拠って数字の紀日に改めた。『宋大詔令集』卷一八に載せる仁宗天聖二年十一月乙丑「立郭皇后制」は、天聖二年十一月乙酉朔、乙丑の明らかな誤り。
- (11) 校点本『宋会要輯稿』四冊目、一九三一～一九三二頁参照。
(12) 校点本『宋会要輯稿』一冊目、六六六頁参照。
(13) 永・原脱、下文および『南宋館閣錄』卷四に拠って補う。
(14) 員・原脱、『南宋館閣錄』卷四に拠って補う。
(15) 校点本『宋会要輯稿』六冊目、三五〇四頁参照。
(16) 校点本『宋会要輯稿』三冊目、一五七一頁参照。
(17) 十・原作「日」、『輯稿』札三十三の二十六に拠って改む。
(18) 建中靖国元年正月・原作「三月」、『輯稿』札三十三の三六に

拠って改む。

- (19) 校点本『宋会要輯稿』三冊目、一五九六頁参照。
(20) 等・原無、『輯稿』儀制八の二九に拠って補う。
(21) 按ずるに、「」中の文は『輯稿』儀制八の二九ではなお省略され以下のようになっている。「請自今請求非法、自論如律。従之」、校点本『宋会要輯稿』四冊目、二四三四頁参照。
(22) 校点本『宋会要輯稿』四冊目、二四九七頁参照。
(23) 校点本『宋会要輯稿』四冊目、二四九七頁参照。
(24) 校点本『宋会要輯稿』十冊目、六〇六四頁参照。
(25) 校点本『宋会要輯稿』四冊目、二二四五～二二四八頁参照。
(26) 校点本『宋会要輯稿』四冊目、二二七九～二二八〇頁参照。
(27) 校点本『宋会要輯稿』四冊目、一九二一頁参照。
(28) 按ずるに、政和三年はまさしく閏四月である。これがその証左になる。
(29) 校点本『宋会要輯稿』五冊目、二七九五頁参照。
(30) 乞・原脱、『長編』卷三四一によって補う。校点本『宋会要輯稿』五冊目、二九三四頁参照。
(31) 校点本『宋会要輯稿』八冊目、四八六六頁参照。
(32) 校点本『宋会要輯稿』八冊目、四八六八頁参照。
(33) 四年六月・原作「六年四月」。『輯稿』食貨二七の二四および『補編』七九六頁に拠って改む。
(34) 校点本『宋会要輯稿』一一冊目、六五九五頁参照。

(35) 按ずるに、これは乾道六年二月十七日。『宋史』卷一八二「食貨志」下四に葉衡のこの上奏文を記載するが、やはり乾道六年のことである。しかし今の『輯稿』を見ると、乾道七年になっている。ここから今の『輯稿』が徐松の原稿を誤って移動させたこと証明しうる。

(36) 校点本『宋会要輯稿』一一冊目、六五九六頁参照。

(37) 按ずるに、「云稽統志」卷二「提挙題名」に、蘇轍が乾道五年十月初五日に右朝奉郎をもって赴任し、乾道七年六月初八日に吏部郎官にされた、とある。しかし今の『輯稿』を調べると、乾道七年十一月十八日になっている。ここから、いよいよ今の『輯稿』が徐松の原稿を誤って移動させたことを証明しうる。

(38) 校点本『宋会要輯稿』一一冊目、六五九八頁参照。

(39) 嘉定・原無、下文の文意に拠って補う。

(40) 校点本『宋会要輯稿』五冊目、二六四七～二六四八頁参照。
(41) 按ずるに、原書『永樂大典』の巻数は二一九四二と表示されているが、『永樂大典目錄』に拠れば、『大典』のその巻は「省」字韻「三省」目になっていて、文章の内容からして「火災」であって「三省」とは関係がない。また、この三條は職官四の五一、五二「勅令所」目の火災と関係する文中に挿入されており、その出典である『大典』の巻数も二一九四二と表示されているから、訛誤を招いたのは徐松の輯録時に書吏が犯

したのではなく、『大典』編纂時に、本来卷一一六四三の「火災」目に編入すべき二つのまとまった若干條を、誤つて卷一九四二に編入してしまつていたのである。そのなかの一つのまとまりは後に整理者屠寄等の人々によつて氣づかれて抜き出されたが、『宋会要輯稿』ではすでに瑞異類「火災」目に移されていた。即ち「二月二十一日」の條がそれである。別の一つのまとまりはまだ氣づかれておらず、依然として職官類「勅令所」目に留め置かれていたので、いま錯簡と見なし、て本條の後に移した次第である。

(42) 校点本『宋会要輯稿』一四冊目、八二三七頁参照。

【訳注・校点本『宋会要輯稿』(劉琳・刁忠民・舒大剛・尹波等校点、上海古籍出版社、二〇一四年)からの引用の標点は全て校点本のままとする。】